

平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

eラーニングの積極活用等による学び直し講座開設等

社会福祉士取得を目指す社会人学生に対する、eラーニング

活用による学びの質向上に資するプログラム開発事業

成果報告書

学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校

本報告書は、文部科学省の生涯学習振興事業委託費による委託事業として、《学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校》が実施した平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果をとりまとめたものです。

目次

1. 福祉領域における中核的人材養成の必要性和養成における課題	
1-1. 地域福祉の中核的存在としての社会福祉士が担う役割	1
1-2. 社会福祉士資格取得ルートと「社会人の学び直し」との親和性	2
1-3. 通信課程ルートにおける国家試験合格が上がらない要因となること	4
1-4. Society 5.0における学び方の変化をふまえたeラーニング導入の視点	5
2. 本事業が対象とする講座の概要とeラーニング導入の有効性	
2-1. 本講座における学習ターゲット	6
2-2. 本講座において養成する人材像	7
2-3. 講座の位置づけ	7
2-4. 講座カリキュラム	8
2-5. 本事業において本年度取り組む内容	9
3. eラーニングを導入した社会福祉士養成通信課程科目履修プログラム開発	
3-1. プラットフォーム採用に関して	12
3-2. eラーニングシステム導入に係る手順	14
3-3. 本講座における学習方法と課題・評価基準	16
3-4. 講師向けマニュアル及び説明	19
3-5. 学習者向けマニュアルおよびガイダンスについて	19
3-6. 今後の展望	21
4. 現場実習指導WEBシステムプログラムの開発可能性について	
4-1. 社会福祉相談援助実習の概要とWEBシステムの可能性	23
4-2. 薬学実習における取り組み事例	23
4-3. 実施アンケートの概要と内容	24
4-4. アンケート結果をふまえた分析	24
4-5. 実習指導Webシステム開発に向けて解決すべき課題	33
5. 今後の展望	
5-1. eラーニングの導入に際して必要な視点	34
5-2. 養成施設で共通する課題解決のために	34
巻末資料1 社会福祉士養成課程科目の学習内容	
巻末資料2 moodle講師操作マニュアル	

1. 福祉領域における中核的人材養成の必要性和養成における課題

1-1. 地域福祉の中核的存在としての社会福祉士が担う役割

わが国においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等が今後さらに進み、社会構造の変化が生じてくことが想定される。そのようななか、地域で暮らす住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合う「地域共生社会」の実現が推進されているところである。そのために必要な、地域の社会資源の活性化や開発、地域住民のネットワーク化、住民と医療や介護等の事業者・行政との関係調整などを担うのがソーシャルワーカーであり、その代表資格が国家資格である社会福祉士である。特に平成30年度は、市町村が主体となり、住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制構築を支援する「地域力強化推進事業」が予算化され実施されている。その際に目指されている、住民が地域課題を「我が事」に変えていく働きかけや、地域課題を「丸ごと」受け止める場を構築していくためには、制度やサービスに対する体系的な知識と、相談援助や連携構築に関する高い専門性が求められるところであり、その中核的な役割を担う専門職として求められるのが社会福祉士である。

社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」に基づく名称独占の国家資格である。同法では、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。」と規定されている。医師や看護師と異なり業務独占資格ではないが、平成18年の改正介護保険法以降は、地域包括支援センターにおいて社会福祉士が必置とされているとともに、各事業所において社会福祉士の配置は加算条件になる等もあり、人材の登用に関して「社会福祉士」有資格者は、その専門性に対する一定の評価を得ているといえる。

その点で今回、福祉領域における地域産業中核人材養成を考えるにあたっては、その人材にふさわしいコンピテンシーを検討しそれが身につく講座を新たに開設するという手法ではなく、既存の専門職である社会福祉士について、その養成において専修学校等が、社会人の学び直し層等に対しより開かれた新たな教育モデルを形成していくことが、地域福祉の現場において実用的であると考え事業を展開していくところである。

1-2. 社会福祉士資格取得ルートと「社会人の学び直し」との親和性

社会福祉士の資格取得には、他の多くの医療・福祉系国家資格と同様に、厚生労働省が定めた指定カリキュラムを履修し、国家試験に合格することが必要である。その養成期間は、社会福祉士を養成する大学や専門学校等に通う場合、国家試験受験までに最短でも4年が必要となる。一方で、すでに4年制大学等を卒業している社会人や、指定施設における相談援助業務の一定の実務経験のある隣接資格取得者等が新たに社会福祉士を目指す場合は、専修学校等が設置する「一般養成施設」を経て、国家試験受験を目指すことができる(図1)。その養成期間は、通学制で最短1年、通信制は1年9ヶ月の履修で国家試験受験が可能である。この、一定の相談援助等の実務経験を経ることで資格取得の道が開かれること、また大学卒であれば出身学部や実務経験の有無を問わず一般養成施設に入学できる点において、様々な社会人経験等を経た者が「学び直し」により資格取得を目指すことに適した資格である。

社会福祉士国家試験は、平成元年より開始され、年1回実施されている。受験者数は平成21年に約4万6千人に達して以降、4万人台で伸び悩んでいる現状がある。その中で平成30年試験の合格者においては、養成施設ルートの受験者は、42.7%を占め、年齢も31歳以上が52.4%を占めている(図2)。18歳人口が減少に転じ大学等新卒者の受験の伸びが見込めない中、社会福祉士の人材確保においては、今後においても養成施設を経た社会人の学び直し層による資格取得が期待されるところである。

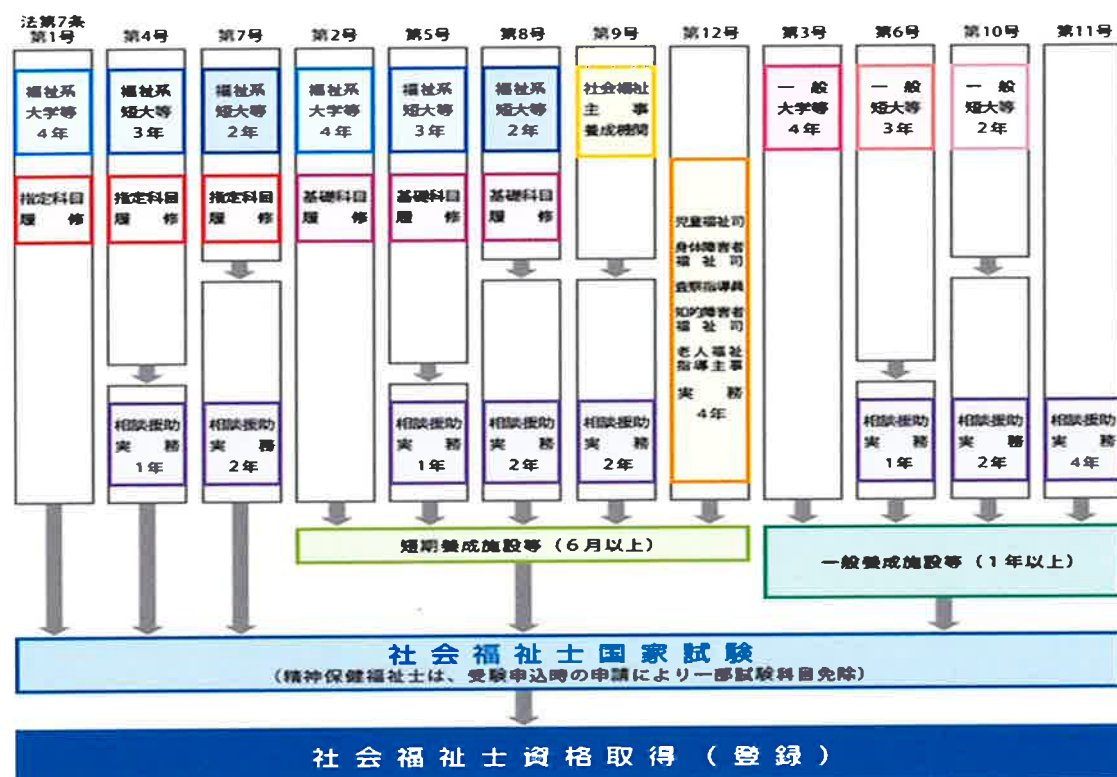


図1 社会福祉士資格取得ルート図
(公益財団法人社会福祉振興・試験センター)

区 分	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回
受験者数(人)	45,578	45,187	44,764	45,849	43,937
合格者数(人)	12,540	12,181	11,735	11,828	13,288
合格率 (%)	27.5	27.0	26.2	25.8	30.2

区 分	福祉系大学等 卒業生	養成施設 卒業生	計	備 考
人数(人)	7,618(6,710)	5,670(5,118)	13,288(11,828)	()内は第29 回試験結果
割合(%)	57.3(56.7)	42.7(43.3)	100.0(100.0)	

区 分	男	女	計	備 考
人数(人)	4,647 (4,220)	8,641 (7,608)	13,288 (11,828)	()内は第29 回試験結果
割合(%)	35.0 (35.7)	65.0 (64.3)	100.0 (100.0)	

年齢区分(歳)	人数 (人)	割合 (%)	備 考
～30	6,326 (5,607)	47.6 (47.4)	()内は第29回 の試験結果
31～40	2,529 (2,393)	19.0 (20.2)	
41～50	2,615 (2,150)	19.7 (18.2)	
51～60	1,418 (1,309)	10.7 (11.1)	
61～	400 (369)	3.0 (3.1)	
計	13,288 (11,828)	100.0 (100.0)	

図2 平成30年実施(第30回)社会福祉士合格者の現状 上から 受験者・合格者推移/受験資格別/男女別/年齢別 (厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)

しかし、通学課程の最低修業年限は1年間であるものの、全科目履修に1200単位時間以上(専門学校の年間最低時間数は800単位時間)が必要であり、また卒業までの費用についても、100万円を越えるのが一般的である。そのため、正社員としての就業を継続しながら学ぶことは事実上困難であり、社会人は多くの場合、現職を離職し入学しなければならない。その点での金銭的負担も大きく、また退路を絶って学んでいるからこそ合格に向けたプレッシャーも大きい。また、学習と並行して課程終了後の就職活動を行う必要があるが、平日の日中は年間を通して学校で学ぶため、その時間もかなり限られることになるという課題もある。

一方、通信課程で学ぶルートにおいては、一般養成施設においては1年9カ月以上短期養成施設(大学等で福祉の基礎科目の履修歴がある者が対象)においては9ヶ月以上と修業期間は増えるものの、科目履修の大部分を通信レポートにて行うことができ、学費も一般養成施設においては30万円程度におさえることができる。その点で通信課程は、現職を続けながら国家資格取得を目指せる可能性が広がるため、社会人の学び直しに適した課程であるといえる。しかし、一般養成施設通信課程の新卒者の社会福祉士国家試験合格率は55.8%と、同施設通学課程新卒者の86.7%に比べ低い水準にある(平成30年試験)。また、短期養成施設は全国14校全てが通信課程にて開講しているが、新卒者の合格率は38.9%に留まる(平成30年試験)。なお、上記各養成施設の受験者数、合格者数は、厚生労働省ホームページにて毎年国家試験合格発表後から公開されており、入学検討者が容易にアクセスし比較できる状況にある。そのため、これらの低い合格率が、学び直しにふみきることの阻害要因の一端にもなっていると考えられる。

1-3. 通信課程ルートにおける国家試験合格が上がらない要因となること

上記より、通信課程における合格率の上昇という結果を得ることは、社会人が学び直しにより社会福祉士取得に踏み切ることを後押しする一義的な要素であると考えられる。一方で、現状の通信課程ルートにおける合格率が上がらない要因として、ヒアリングの結果以下が挙げられるところである。

・学習効果の低さ

現状各養成施設で用いられている郵送でのレポートのやりとりによる通信教育の学習は、教員によるフィードバックやスーパービジョンまでの時間を要するとともに、双方向でのやりとりに制限が生じている。

・学習者のフィードバックを活用した問題の精度向上の難しさ

印刷教材のやりとりの場合、学生の点数や回答状況をデータ処理し、個別的な習得度や問題の制度を分析するには多大な労力がかかる。そのため、統計的なエビデンスをもとに問題の精度を上げる取り組みに応用していくことが難しい状態にある。

・モチベーション維持の難しさ

ともに同じ目標に向けて学ぶ仲間が存在を感じにくい通信制の学びにおいては、集団のダイナミクスを活用して学習意欲を増していくことや、教えあうことや学び方を共有することによって学習効果を上げていく機会を持ちにくい。また学習投下時間を確保することに対しても、学習者の自己管理となるため、現職での多忙な業務等の理由で学習への意欲が低下しがちとなることが考えられる。

1-4. Society 5.0 における学び方の変化をふまえた e ラーニング導入の視点

平成30年6月5日に、文部科学省 Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」より発表された「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」においても示されている通り、AI 等の先端技術の導入により、専修学校においても学びの在り方は変革がせまられている。本件における社会人の学び直しを主な対象としや通信課程においても例外ではなく、全員一律の課題郵送・回収による学びから、「公正に個別最適化された学び」の構築を目指していけるプラットフォームへの転換が求められる時期にきているといえる。また、特に前項で挙げた課題を解決するための、学習効果の向上や学習者のフィードバックを用いた問題の精度向上、遠隔で学ぶ学習者同士をつなぐ仕組みの構築、学習履歴管理などは、まさに EdTech やビッグデータの活用、ICT 教材の導入などにより実現できる可能性を見出せるところである。

本事業においてはこれらの点を見通し、社会福祉士一般養成通信課程を対象に、持続的に先端技術を教育に応用していけるような、e ラーニングを活用した学びのプラットフォームを構築することからまずスタートする。そしてそれが学習者の取得度を向上につながり、結果として社会福祉士国家試験の合格率を上昇し、「学び直し」人材の社会福祉士取得のルートをより確実なものにしていくための講座を実証することで、福祉領域における地域の中核的人材を養成するスキームを構築し、広く社会福祉士養成施設に発信していくことを目指していく。

2. 本事業が対象とする講座の概要とeラーニング導入の有効性

2-1. 本講座における学習ターゲット

社会福祉士を目指す「社会人の学び直し層」とはいかなる属性を持っているのかについて、通信課程を持つ各養成施設に対するヒアリング内容を参考に、以下のように類型化を行った。

①福祉従事者で社会福祉士へのステップアップを志向する人材

主に高齢者福祉・障害者福祉分野においては、介護職や事務職として働いている人材の中には、社会福祉士取得によるキャリアアップやステップアップを志向するケースがある。平成29年度「介護労働実態調査」(財団法人 介護労働安定センター)によると、介護労働者のうち、介護福祉士や看護師等の国家資格を取得しておらず、介護初任者研修相当(ホームヘルパー1・2級を含む)の資格では働いている方は、36.9%にのぼる。また、今の勤務先以外の場で働くことを希望している介護労働者のうち、60.4%は引き続き訪問介護員・介護職員の職種での就業を希望しているが、6.2%は社会福祉士等が担う生活相談員への転身を希望している。年齢を重ねるなかで、介護業務における身体的負担を回避したいという面も考えられるが、介護業務において日常生活全般の支援を経験したことを生かしたステップアップとしての相談職業ととらえている場合もある。また、社会福祉協議会等の有期雇用職員として事務を担う人材が、より専門的視点から職務に携わりたいと考え、社会福祉資格取得を目指すケースがある。

②ボランティア等で地域活動を実践している熟年層で、さらに専門的視座を持って地域活動に取り組むことを志向している人材

子育てが一段落ついた主婦層や、定年退職後の地域社会へのソフトランディングを目指す方が、自身の生活、仕事の経験を生かして地域福祉に貢献することは、地域共生社会において今後推進されるところである。平成30年度版高齢社会白書(内閣府)によると、60歳以上で現在社会的な貢献活動に参加している方は3割に上る。特に子育てに支援や低所得者支援、依存症支援などのNPO等で活動している人材においては、法律や制度、援助技術に関する通底的な知識や技術が必要実感を多く感じる機会が多い。その体系的な学習機会の一環として社会福祉士の学びを選択し結果として社会福祉士の資格を取得することで、本人の生きがい開発の面、現場の多様なキャリアを持った人材登用の面でも有効であるといえる。

上記の学習ターゲットをふまえると、幅広い年齢層が想定されるとともに、これまでの生活や仕事において ICT を活用した経験にも大きな差異があると考えられるところであり、場合によっては e ラーニングでの学びに心理的・技術的な負担感、抵抗感を感じる可能性も高いところである。その背景もふまえ、e ラーニング導入の際に、様々な方にとってアクセシブルな学びを構築していくことが必要であると考えられる。

2-2. 本講座において養成する人材像

「自身の多様なキャリアを生かし地域共生社会の中核を担う社会福祉士」

先に示した通り、わが国の社会構造の変化に伴い、地域で暮らす住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合う「地域共生社会」が推進されているところであり、その実現に向けて社会福祉士が担う役割は大きい。さらにそのプロセスにおいては、「一億総活躍社会」と謳われる通り、仕事と子育ての両立、社会参加できる年齢の引き上げ、介護離職の防止、障害者が活躍できる場づくり、フリーターやニートからの脱却の支援など、さまざまな人材が仕事のできる社会づくりが必要である。その点で、福祉に関係するキャリアにとどまらず、民間企業での職務や主婦経験など多様な人材が、その経験を生かして活躍できる道筋を作っていることが必要である。

その点では、学習者同士がそれぞれの経験を相互に共有し学び合うことで、視点を広げることが求められるところである。遠隔での個別の学習になりがちな通信の学びにおいても、スクーリングでの集合学習機会を最大限活用し、個別の遠隔学習時でも互いに学び合えるような学びのデザインの構築を、e ラーニングのシステムは実現できる可能性を持っていると考えられる。

2-3. 講座の位置づけ

社会福祉士の養成にあたり、養成施設の設置やカリキュラムの内容については、厚生労働省の指定規則をもとに運営していくことが必要であり、位置づけとしては、社会福祉士介護福祉士法第7条第三号に規定する養成施設(社会福祉士一般養成施設)として開講し、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(最終改正 平成28年11月11日厚生労働省令第168号)に基づく「通信課程」として運営する。

なお、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則における、入所資格に該当する者は以下の通りである。

- ・大学院及び4年制大学等を卒業(修了)、または卒業見込みの方
- ・3年制短大等(夜間・通信課程除く)を卒業し、指定施設にて1年以上の相談援助業務に従事した方
- ・2年制短期大学・専門学校を卒業し、指定施設にて2年以上の相談援助業務に従事した方
- ・指定施設にて4年以上の相談援助業務に従事した方

2-4. 講座カリキュラム

カリキュラムについては、下記の表に示す例の科目について、時間数以上の学習を必要とする印刷教材(教科書等)を用いて通信指導および添削指導を行うことが定められている(社会福祉士介護福祉士指定規則第3条二)。

科目名	授業形態	I	II	III	IV	V	VI	VII	時間数 合計
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	
人体の構造と機能及び疾病	eラーニング			90					90
心理学理論と心理的支援				90					90
社会理論と社会システム		90							90
現代社会と福祉		90	90						180
社会調査の基礎							90		90
相談援助の基礎と専門職		90	90						180
相談援助の理論と方法		90	90	90	90				360
地域福祉の理論と方法			90	90					180
福祉行政と福祉計画							90		90
福祉サービスの組織と経営							90		90
社会保障						90	90		180
高齢者に対する支援と介護保険制度					90	90			180
障害者に対する支援と障害者自立支援制度					90				90
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度					90				90
低所得者に対する支援と生活保護制度						90			90
保健医療サービス						90			90
就労支援サービス							45		45
権利擁護と成年後見制度						90			90
更生保護制度							45		45
相談援助演習		81	81	81	81			81	405
相談援助実習指導			81	81				81	243
相談援助演習A	スクーリング	18		12	7			8	45
相談援助実習指導				6	9			12	27
相談援助実習	現場実習					180			180
時間数									3,240

図3 社会福祉士一般養成通信課程カリキュラム

なお、スクーリングについては、面接授業にて養成校自らが行うことが指定規則で規定されており、eラーニングによる遠隔授業での実施を行うことは認められていない。相談援助実習については、各養成施設が届け出を行った指定実習先において、80時間の実習が必要とされている(指定施設での相談援助業務の実務経験が1年以上

あり入所する者については相談援助実習および相談援助実習指導の履修を免除することができる)。

2-5. 本事業において本年度取り組む内容

①通信指導および添削指導のeラーニング化に伴うマニュアルホームページの作成
本事業を行うにあたり、まず提案校の東京福祉専門学校において社会福祉士一般養成通信課程に平成31年度入学するすべての学生を対象に、上記に規定される通信指導および添削指導について、オープンソース moodle を活用してeラーニング化することとする。なお、その構築にかかわる諸作業については、本事業経費としては計上せず、提案校の通常の教育活動として行うところであるが、その準備におけるプロセスについては、本報告書においてまとめる。また、次年度以降の学習者における利便性の測定を行うために、本事業としてマニュアルホームページを作成し、次年度開講以降に、特に多様な年齢の学生がいかにeラーニングでの学びを活用することができたのかについて効果測定を行っていく。合わせて次年度以降、本システムをベースとして、学習効果の向上や学習者のフィードバックを用いた問題の精度向上、遠隔で学ぶ学習者同士をつなぐ仕組みの構築、学習履歴管理などについて、講座を設けて実証を行っていくことを目指していく。

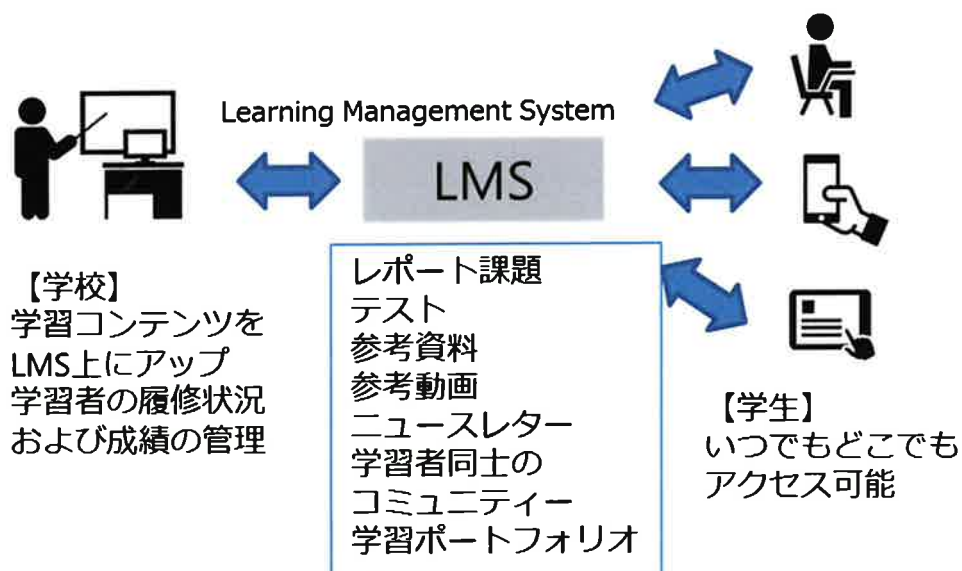


図4 通信指導および添削指導のeラーニング化概念図

②現場実習指導 WEB システムプログラムの開発へ向けた調査

社会福祉士養成課程の科目履修と並んで大きな柱となるのが社会福祉相談援助

実習である。実習に必要な時間は実時間で180時間であり、1日8時間の実習時間の場合、23日間、連続で行う場合、およそ1ヶ月となる。実習先については複数設定するも可であるが、うち120時間は同じ実習先にて実施する必要がある。

この実習で大きなポイントとなるのが、学校と実習先、学生が連携して取り組むことである。しかし、学校における実習指導担当教員が、実習の進捗を具に把握しスーパービジョンを行うことは、指定規則で指定された1週間に1回の巡回指導もしくは帰校日指導では難しく、かといって移動のコスト等をふまえると頻回な施設訪問は難しい現状にある。

それらの課題を解決し、eラーニングを活用し学習効果を高める方策として、実習指導をWEBシステム上で行う方法が考えられる。しかし、その開発に係るコスト面や、実習先は複数の学校から実習生を受け入れていることが多いことをふまえると、多くの福祉現場及び学校等の養成施設による参画が必要である。

そのため本年度は開発を目指した調査として、養成施設及び現場における社会福祉相談援助実習に関する課題やWEBシステム導入に関しての課題や懸念点などの洗い出しを行うために、アンケート調査及び分析を行うこととした。

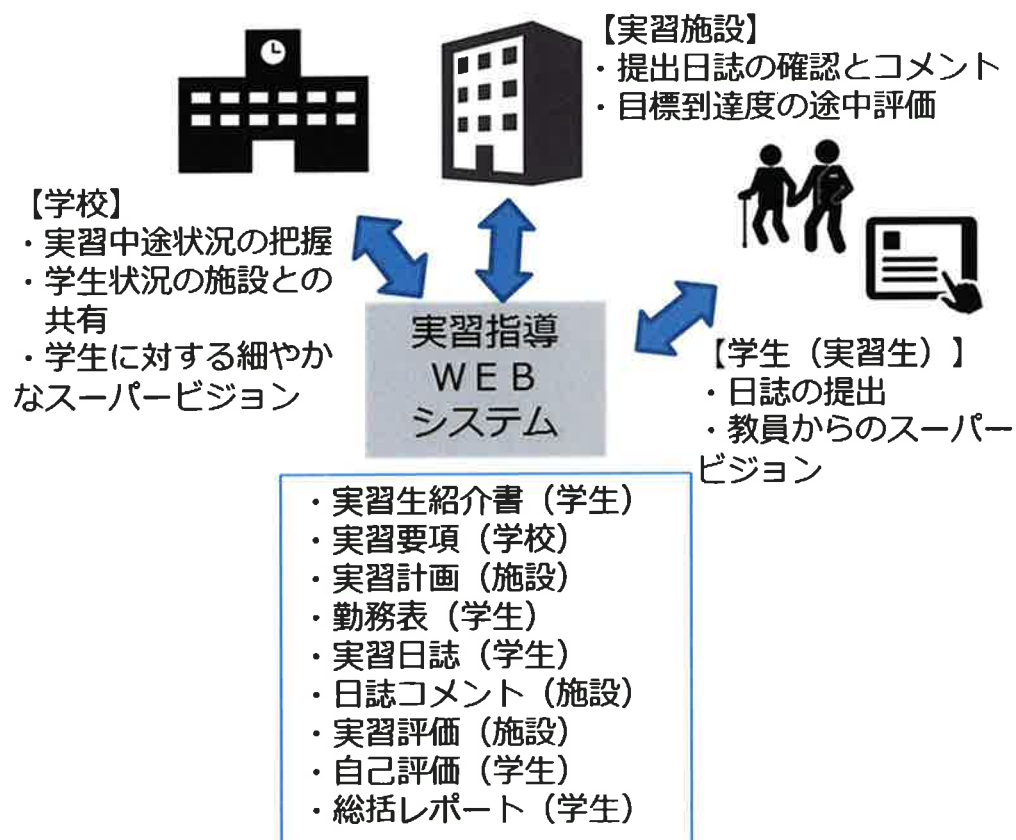


図5 実習 WEB システム概念図

3. eラーニングを導入した社会福祉士養成通信課程科目履修プログラム開発

3-1. プラットフォーム採用に関して

まずは、通信課程における学びをeラーニング化するにあたり、何のプラットフォームを採用するのかの検討を行った。教育に特化した商用プラットフォームや提案校における関連企業が開発したプラットフォームも候補に上がったが、運用に際して大学等の高等教育機関での活用方法を参考にできること、本事業に取り上げることも鑑み、他の養成施設が導入可能な提案ができることをふまえ、オープンソースのプラットフォームであるmoodleを採用することとなった。

moodle（ムードル）は、Modular Object-Oriented Dynamic Learning Environmentの頭文字からなるオンライン学習管理システムで、世界230カ国以上、7000万人以上のユーザーが使用していると言われている。日本においても、多くの国公立・私立を問わず多くの大学で事業資料の配布等に活用されている。

moodle 導入に際しては、以下の利点と課題を想定されたところである。

利点	・オープンソースで提供されており、サーバー等費用のみで導入できる。 ・大学等の高等教育機関にて多数の導入事例がある。 ・商用のLMSと同等の機能を有する。 ・教員が教具として利用することを目的に作成されているため、プログラミング等の専門知識が不要である。
課題	・構築やメンテナンスを基本利用者側で行う必要があるため、内部でできる体制もしくは外部委託等が必要である。 ・バージョンアップ時の作業が煩雑である。

図6 moodle の利点と課題

moodle の構築が、プログラミングの専門知識なくできることは魅力ではあるが、専修学校の事務職員や専門職職員が、日常業務の一環としてコースを構築することは、時間的にもスキルのにも困難が伴うと考えられる。提案校においては、ネットワーク環境の管理とIT環境の提案を行うグループ企業に構築やメンテナンスを依頼し、プラットフォーム構築を図ることとしたが、導入に際しては、専門部署の配置や外部委託も含めた対応が必要であると考えられる。

東京福祉専門学校moodle

[Home](#) / [コース](#) / [社会福祉士一般養成課程_2019年度生](#)

コースカテゴリ: 社会福祉士一般養成課程_2019年度生

コースを検索する

Go

▼ [すべてを折りたたむ](#)

▼ [受講ルールを確認する](#)

🔗 [受講ルール](#)

▼ [各種申請などのご案内](#)

🔗 [各種申請などのご案内](#)

▼ [課題](#)

▶ [1クール](#)

▶ [2クール](#)

▶ [3クール](#)

▶ [4クール](#)

▶ [5クール](#)

▶ [6クール](#)

▶ [7クール](#)

▼ [ポイント講座](#)

🔗 [ポイント講座](#)

あなたは 通信学生検証用 stu_04 としてログインしています ([ログアウト](#))

[Home](#)

図7 moodle 画面イメージ

3-2. eラーニングシステム導入に係る手順

今回の導入にあたっては、対象となる社会福祉士一般養成学部の事務担当教員と（教員）、moodle 上の設定を行う担当者（開発担当）が、1週～2週に1回のペースでの打ち合わせ、メールや電話でのやり取りを行いながら準備を進めていった。また、2月からは新たに配置された学内 ICT 担当職員も事務担当教員の業務の一部サポートを行いながら、開講準備を進めた。ここでは、データ入力を行う学部付きパート職員（パート）、科目の通信指導および添削を行う講師（講師）の業務も含めた作業工程表を図8で示す。

					教員		開発担当		パート		講師		学生																			
番号	大分類	中分類	小分類	担当	12月				1月				2月				3月				4月				5月				6月			
					1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	本番環境準備	本番環境設定	サーバー設定	開発担当																												
2	コース作成	課題・1クールコース	コース一覧確認	教員→開発担当																												
3	コース作成	課題・1クールコース	レポートデータ確認	教員→開発担当																												
4	コース作成	課題・1クールコース	○×試験データ確認	教員→開発担当																												
5	コース作成	課題・1クールコース	コース作成	開発担当																												
6	コース作成	課題・1クールコース	完成コース確認	教員																												
7	コース作成	課題・2クールコース	コース一覧確認	教員→パート																												
8	コース作成	課題・2クールコース	レポートデータ確認	教員→パート																												
9	コース作成	課題・2クールコース	○×試験データ確認	教員→パート																												
10	パート説明会	マニュアル作成	仮マニュアル作成	開発担当																												
11	パート説明会	マニュアル作成	本マニュアル作成	開発担当																												
12	コース作成	課題・2クールコース	通信コース作成ガイダンス	開発担当→パート																												
13	コース作成	課題・2クールコース	コース作成	パート																												
14	コース作成	課題・2クールコース	完成コース確認	教員																												
15	コース作成	受講ルールコース	内容決定	教員																												
16	コース作成	受講ルールコース	学習手引き_moodle操作作成	開発担当																												
17	コース作成	受講ルールコース	学習手引き_docx作成	教員																												
18	コース作成	受講ルールコース	各種アンケート作成レクチャー	開発担当→教員																												
19	コース作成	受講ルールコース	アンケート作成	教員																												
20	コース作成	各種申込コース	内容決定	教員																												
21	コース作成	各種申込コース	必要データ確認	教員																												
22	コース作成	受講ルールコース	各トピック作成	教員																												
23	外部講師用コース	コース作成	コース作成	開発担当																												
25	ユーザー登録	アカウント登録	実業務最終確認	開発担当/教員																												
26	ユーザー登録	アカウント登録	連絡経路決定	開発担当/教員																												
27	ユーザー登録	アカウント登録	アカウント権限確認	開発担当																												
28	ユーザー登録	アカウント登録	アカウント権限決定	開発担当																												
29	ユーザー登録	アカウント登録	ID・PWLルール決定	開発担当/教員																												
30	ユーザー登録	講師登録	講師名簿フォーマット送付	開発担当																												
31	ユーザー登録	講師登録	講師名簿作成	教員																												
32	ユーザー登録	講師登録	講師アカウント作成	開発担当																												
33	ユーザー登録	講師登録	講師コース割当	開発担当																												
34	ユーザー登録	講師登録	講師確認	講師																												
37	ユーザー登録	学生会録	学生アカウント作成	開発担当																												
38	ユーザー登録	学生会録	学生アカウント確認	教員																												
39	講師用説明会	マニュアル作成	仮マニュアル作成	開発担当																												
40	講師用説明会	マニュアル作成	本マニュアル作成	教員																												
41	講師用説明会	マニュアル作成	説明会実施	開発担当																												
42	学生用説明会	マニュアル作成	仮マニュアル作成	開発担当																												
43	学生用説明会	マニュアル作成	本マニュアル作成	教員																												
44	学生用説明会	マニュアル作成	説明会実施	開発担当																												
45	実運用	学生	受講	学生																												
46	実運用	教職員	提出データ確認・送付	教員																												
47	実運用	外部講師	採点・教員FB	講師																												
48	実運用	教職員	採点確認・学生FB	教員																												

図8 通信課程用 moodle 構築に係る工程表（予定含む）

3-3. 本講座における学習方法と課題・評価基準

本講座に関しては、2-4で掲載したカリキュラムに沿って、印刷教材での学習を各受講者が行い、moodleを通して出題する通信指導および添削指導を行う形で学習を進めていく。印刷教材については、中央法規出版「新・社会福祉士養成講座全21巻」を推奨教科書として提示し、各自が指定時間に相当する学習をする(科目の学習内容は巻末資料1参照)。その通信指導として正誤問題もしくは演習式問題を出題し、添削指導として、レポート式問題を出題する(図9)。

まず学生は、教科書での学びと並行して、国家試験の出題形式に準じた一問一答の正誤問題もしくは国家試験に準じた五肢択一または択二問題を moodle 上で回答することで、指定規則において定められている科目学習上の「含むべき事項(巻末参考資料1)を網羅した学習を行う。この部分については、e ラーニング活用前の郵送での提出の際には、回答し郵送したのちに正答をフィードバックするというプロセスに多大な時間がかかっていたため、学習効果としては低く、単位履修のために「提出すること」が目的化しかねない状態にあった。一方、moodle を活用することで、問題回答後にリアルタイムで正解不正解・解説が表示されるとともに、繰り返し学習をすることが可能になり、学習の効果は向上することが期待される。

また、添削課題に関しては、学習者がワード文書で moodle 上に提出したものを受けて、各講師がワードの校閲機能を用いて本文の添削を行うとともに、講評の記入および評価を行う。本部分に関しては、学習者→学校、学校→講師、講師→学校、学校→学生の採点プロセスを全て郵送で行うとともに、講師は全学生の添削及び講評記入を手書きにて行なっていたところである。今回 moodle 上で行うことにより、採点プロセスは全てシステム上で完結するため、その郵送にかかる事務時間及びコストは削減される場所である。一方、講師の採点業務自体については手書きから PC 上で行うことになるため、業務量自体の削減はない。その時間短縮と負担感の軽減に関しては、各講師の PC スキルの習得度によるところであり、開講後の講師個別の検証が必要である。

問題形式		課題内容	出題形式および配点	評価基準	課題提出および評価方法
A	正誤問題	厚生労働省が各科目について定めた「教育に含むべき事項」に沿った内容を網羅するものとする	一問一答 計50問(1問2点、計100点)	60点以上に達することで合格とする	LMS 上にて回答の後、自動採点および解答解説の表示を行う。合格点に達するまで繰り返し回答する。
	演習式問題	科目に関連する事例についての出題とする	五肢択一または択二 計10問(1問10点、計100点)		
C	レポート式問題	科目に関する今日的課題もしくは国家試験頻出分野に関わる内容とする	テーマ:2~3つ設定/各レポートにつき合計1800~2000字(6段階評価)	別に定める採点基準に従い、A・B・C・D・E・Fで評定し、D以上を合格とする。	ワード文書をLMS上にアップし、科目担当教員が校閲機能を用いて添削を行う。

図9 課題の出題方法(各科目の時間数に応じてA~Cの問題形式にて出題する)

評価	基準
A	(注)下記の条件全てに該当する場合
	1. 指定された範囲の文字数(合計1800～2000字)である。
	2. 参考文献があり、明記されている。
	3. 指定されたキーワードがすべて文中にあり、かつ適切に使われている。
	4. 記述内容が指定されたテーマに沿っており、かつ適切・十分であること。
B	(注)下記1.2を満たし、3. 4のいずれかに該当する場合
	1. 指定された範囲の文字数(合計1800～2000字)である。
	2. 参考文献があり、明記されている。
	3. 文章の中に指定されたキーワードの全てが使われていない。もしくは適切でない使い方がされているものがある。
	4. 記述内容が指定されたテーマに沿っており適切であるが十分とはいえない。
C	(注)下記1～4のいずれかに該当する場合
	1. 文字数が規定から1割以内の範囲で少ないまたは多い。
	2. 参考文献が明記されていない。
	3. 文章の中に指定されたキーワードの記載がない。
	4. 記述内容が指定されたテーマに沿った記述だが一部適切でない。
D	(注)下記の条件いずれかに該当する場合
	1. 文字数が規定の2割を超えて少ない、または多い。
	2. レポート記述内容が指定されたテーマに沿っていない。
E	(注)下記の条件いずれかに該当する場合
	1. 未提出
	2. 提出期限を過ぎてから到着したもの(提出期限日の消印有効)。
	3. 学籍番号・氏名が未記入のもの。

図10 レポート式問題(添削指導)の評価基準案

3-4. 講師向けマニュアル及び説明

moodle を活用した運用にあたっては、教員（学校事務担当者）、入力作業等を行う事務補助者、採点を行う講師が、本システムの概要及び操作方法を理解する必要があるため、開発担当者がマニュアルを作成するとともに、その操作方法について、デモサイト上で操作を体験する moodle ガイダンスの実施を行なった（講師操作マニュアルについては巻末資料2を参照）。基本操作も含めて約2時間の時間で行ったが、講師の理解度には差異がある状態であり、開講前の課題アップ期間については、開発担当者が学校に常駐して講師への対応を行うなどのフォローを予定している。



図11 講師向け moodle ガイダンスの様子

3-5. 学習者向けマニュアルおよびガイダンスについて

本講座においては、eラーニングを活用することで学習効果を上げ、結果として資格取得につながることを目指される。一方で、図2で示した通り、直近の社会福祉士合格者の約2割が40代、約1割が50代である。かつ本事業の対象となっている「学び直し層」を増やしていくことを目指すとき、eラーニング

化は利便性の向上よりハードルになると想定されるのが、意見をうかがった養成施設に共通した意見であった。

もちろん方策として、すでに通信課程をもつ養成施設で実施されているように、e ラーニングでの学びと郵送でのやりとりを学習者が選択できるようにすることも考えられるところである。しかし、それにより学生それぞれによる進度に差異が生じることや、学校側の事務量が煩雑になることは避けられないところである。また、e ラーニングを利便的な「手段」として使用するに留まらず、その特性を「活用」した学びとして、学習効果の向上や学習者のフィードバックを用いた問題の精度向上、遠隔で学ぶ学習者同士をつなぐ仕組みの構築、学習履歴管理などを今後デザインしていくことをふまえると、学習方法に選択肢が存在することはその発展させていくことが困難になる。

また、特に本講座においては、学習時間のボリュームとしては印刷教材(教科書)の読み込みが主であり、PC を用いて課題に取り組む機会を毎日持つものでないため、ガイダンスにおける1回で習得し、実際にレポート提出の際までその操作を覚えておくことは、特に PC に慣れていない学習者にとっては大きなハードルとなるところである。

これらをふまえると、本事業として PC スキルに精通していない学習者にとって、いかにそのアクセシビリティを保證する工夫を行なっていくかも大きな課題となる。そのため本事業においては、開発担当者が作成した学習者向けマニュアルについて、用紙での配布に加えて、操作方法の動画を活用したマニュアル HP を作成し、より直観的に理解できるよう工夫することとした。その際、HP 自体は moodle システム上に組みこむのではなく、別ウインドウで開いて閲覧できるようにすることで、自らのペースで操作方法を繰り返し確認しながら、PC やタブレット端末で課題に取り組めるようデザインを行った(受講生用マニュアルサイトについては <http://tcw-m.site/man01.php> を参照)



図 1 2 moodle マニュアルホームページイメージ

3-6. 今後の展望

本課程の開講は平成31年4月となる。実際に運用が始まったところで、moodle のプラットフォームにすることでの対費用効果や学校担当者の業務量の増減、学習効果等について具体的に検証して行くことが必要である。また、moodle の導入はあくまで e ラーニングを行う土台の構築に留まるものである。通信による遠隔かつ共時性のない学びが、集合学習と比べて学習者の学習習得のハンディとならないようなデザインが必要である。また、学習者からのフィードバックがデータとして蓄積できることを活用して、より精度が高くかつ個別的に最適化された学習の提供ができる可能性も開けてくる。

また、社会福祉士養成施設におけるカリキュラム内容については、法制度や社会の変化に伴い定期的な改訂が行われている。また直近の見通しとしては、他の福祉系・医療系との共通基礎科目を創設する動きもある。それらもふまえ、カリキュラムや科目の変化にフレキシブルに対応できるような仕組みとしてお

くことも肝要である。

一方で、企画推進委員会における議論でも上がったが、e ラーニング導入が、web を使いこなすことが難しい受講者を「切り捨てる」状況になることは、「福祉」の分野だからこそ教員の抵抗感が強いのは事実である。また、年齢層が高い受講者が増えているなかで、全面 e ラーニング化が受講者の減少につながるのではないかという危惧につながっていることもある。

それらもふまえ、今後、提案校以外の他の養成施設からの要望や意見もより多く取り入れてつつ、また他の学問領域での e ラーニングの活用なども参考にしながら、事業に取り組んでいくことが必要である。

4. 現場実習指導 WEB システムプログラムの開発可能性について

4-1. 社会福祉相談援助実習の概要と WEB システムの可能性

社会福祉士指定科目において、通学・通信課程問わず必要とされるのが現場実習であり、とくにその学びはソーシャルワーカーとしての知識技術を具体的かつ实际的に理解し実践的な技術を体得するための根幹となる科目である。その指導においては、社会福祉士取得後に相談援助業務に3年以上従事し、指定された講習を修了した実習指導者と、社会福祉士実務経験5年以上もしくは指定された講習を修了した実習担当教員が連携を図りつつ行う。しかし、実習担当教員が学生に同行する看護実習等と異なり、実習担当教員に指定規則上課せられるのは、週1回以上の巡回指導もしくは帰校日を設定しての指導のみである。

また、実習担当教員は、多くの場合、相談援助演習の授業や教科科目を担当する教員が兼務する場合が多いなか、特に通信課程で学ぶ学生においては教員に普段から接する機会が少ないなかで、教員の学生に対する理解や教員と学生との信頼関係を事前に構築することは、通学課程の学生に比べ難しいとの課題もあがる場所である。

その指導における即時性や細やかな連携を担保するものとして考えられるのが、実習指導 WEB システムである。このシステムは、学生が実習の際に日々記入する「実習日誌」を WEB 上でアップし共有することを中心に置きつつ、実習実施に伴う学生の実習生紹介書や実習計画、実習評価等をすべてシステム上で管理し、学生・実習施設の実習指導者、学校の実習担当教員が共有していくしくみである。

4-2. 薬学実習における取り組み事例

他の専門職養成に関する実習指導場面においてすでに Web システムを導入している例としては、薬科大学・薬学部における薬学実務実習がある。
http://yaku-kyou.org/?page_id=6543 薬学実務実習とは、薬学教育6年制の5年次に薬局および病院において行う各11週にわたる実習で、薬剤師国家試験受験資格を得るためにも必要なプロセスとなっている。この薬学実務実習においては、Web システムについては、大学や職能団体・業界団体等の代表により構成される一般社団法人薬学教育協議会の Web システム委員会がその構成内容についてのミニマムスタンダードが提示し、各大学や業者が開発したシステム

を認証するという形をとっている。

薬学実務実習指導・管理システムにおける日誌の入力機能や指導者によるコメント、到達度も含めた評価機能、ファイルダウンロード機能等については、社会福祉援助実習においても、項目の改変のみでそのまま応用可能な機能も多い。そのため、社会福祉援助実習においても、実証講座として薬学実務実習の機能をデモとして活用することや、開発の際の工程を短縮することができるなどの活用を行っていくことが可能であると考えられる。

4-3. 実施アンケートの概要と内容

本事業においては、今年度社会福祉援助実習における実習指導 Web システムの実用性について、実習施設および社会福祉士養成施設を対象にしたアンケートを行い、企画推進委員のメンバーが中心となり分析を行った。実習施設と養成施設（学校）に対して、実習時の施設と学校とのやりとりの現状、実習指導 Web システムが開発された場合の活用の意向、実習指導 Web システムの導入による指導の質や業務量の変化等の予測については、共通の質問を行った。また、実習施設には、現場における IT・ICT 化の現状について、養成施設（学校）には e ラーニングの実施状況や実習指導 Web システムに必要な機能等についても調査を行った。なお、実習施設は 770 事業所に調査票を郵送し、313 件（回答率 40.6%）、養成施設は社会福祉士一般養成施設（通信・通学課程）全 64 校（複数の課程を持つ学校については 1 校と換算）に調査票を郵送し、27 件（回答率 42%）の回答を得た。

4-4. アンケート結果をふまえた分析

①学校と実習先の連携と日誌のやりとりの状況

実習施設から見た、社会福祉援助実習受け入れの際の学校教員との連携の状況については、「十分図れている」、「図れている」の回答の合計が 77% を占め、概ね連携は図れていると考えている施設が多いといえる（図 13）。なお、図れていないと考える施設の理由としては、病気や障害等を持つ学生に対する事前説明が不足している、書面や電話でのやりとりが中心で巡回指導の際に会う程度であることがあげられている。

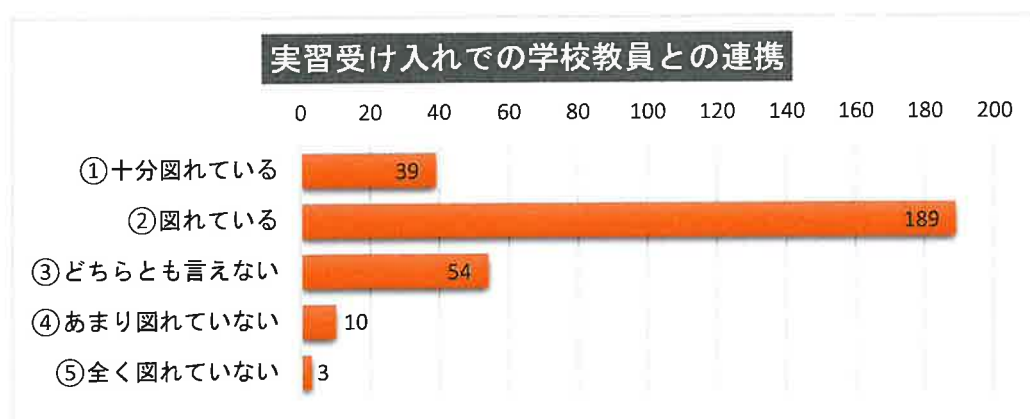


図 1 3 実習受け入れの際の学校職員との連携（実習施設）

また、実習関連書類は、実習生紹介書については、用紙を郵送、学生もしくは教員による持参が大部分を占め、メールでのやりとりを行っているケースは少数である（図 1 4）。また、実習日誌の提出についても、ワープロ文書をプリントアウトして提出を認めている学校が 27 校中 9 校あるものの（図 1 5）、受け入れ施設側からは 9 割以上が自筆の日誌の提出を受け（図 1 6）、指導者が自筆でコメントを返しているのが現状である（図 1 7）。

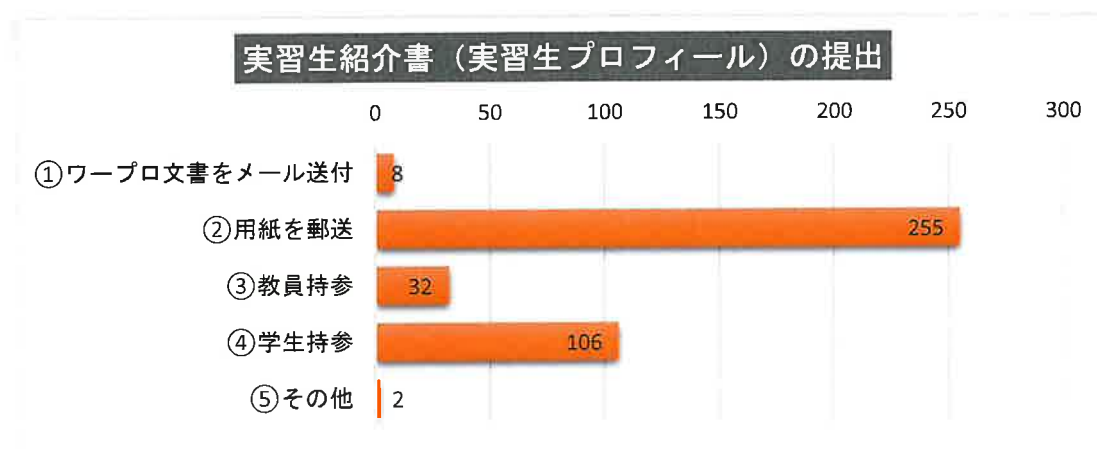


図 1 4 実習生紹介書の提出を受ける方法（実習施設）

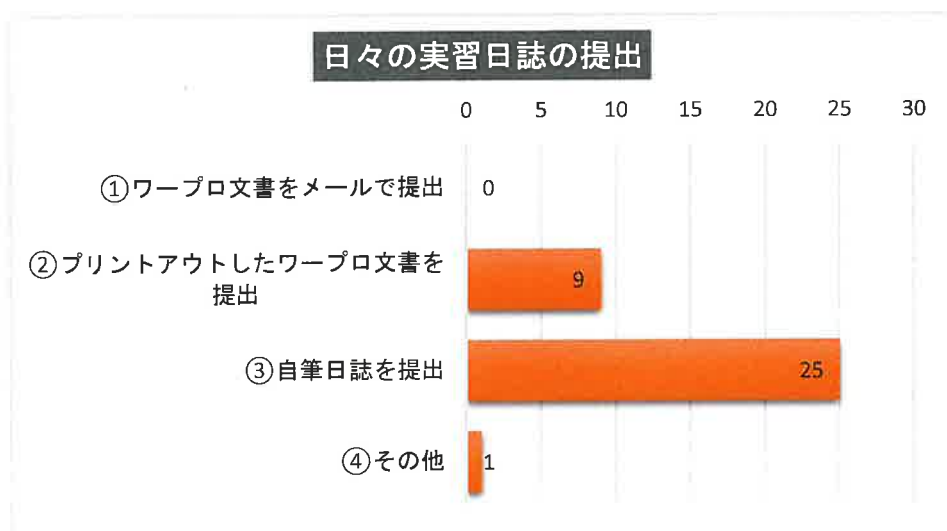


図 1 5 学生の実習日誌の提出方法（養成施設）

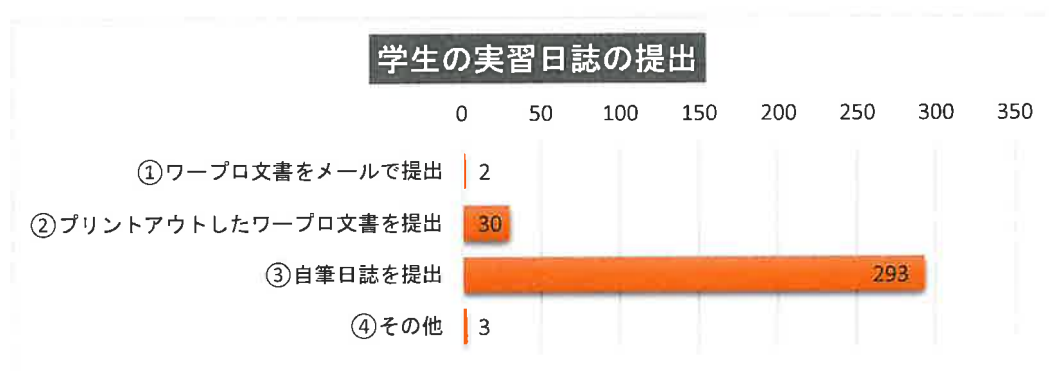


図 1 6 学生の実習日誌の提出方法（実習施設）



図 1 7 日誌の指導者所見のフィードバック方法（実習施設）

②WEB システムの活用の意向と効果のイメージ

これらの状況をふまえ、実習 Web システムの活用の意向について、実習施設、養成施設（学校）の両者にうかがったところ、養成施設は活用に積極的な意見と消極的な意見がほぼ半々であった一方（図 1 8）、実習施設の 8 割がぜひ活用したい、もしくは内容によっては活用したいとの回答を得た（図 1 9）

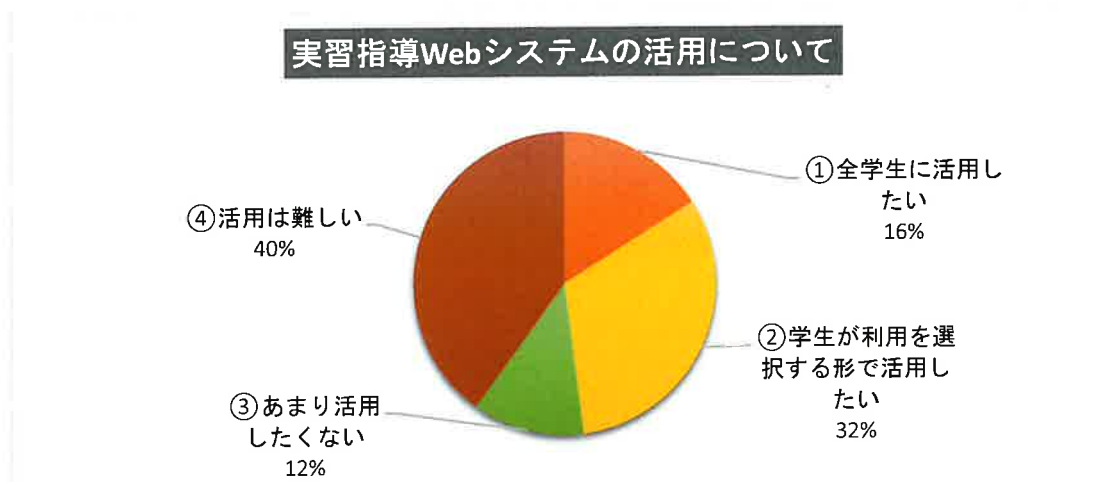


図 1 8 実習指導 Web システムの活用について（養成施設）

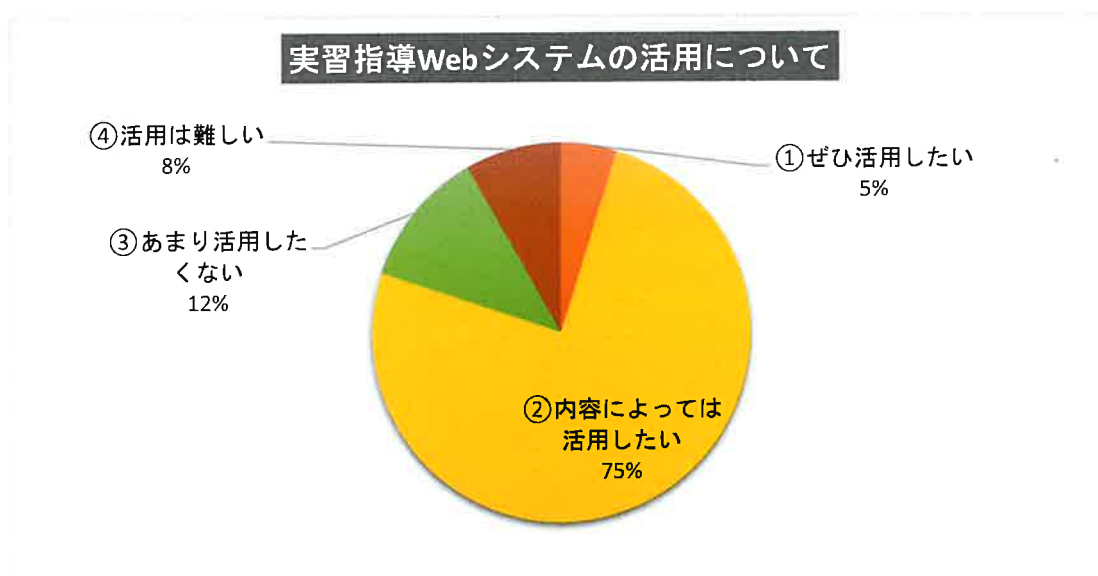


図 1 9 実習 Web システムの活用について（実習施設）

養成施設において意見に相違が出ている点については、実習先との情報共有量が増えることは概ね想像できる一方で、Web システムの導入が学生の学習習得度、実習指導の質にどう影響するのかは不透明なため、その捉え方によって実

習関連業務量の増減についても判断が分かれる結果となっていると考えられる（図20）。

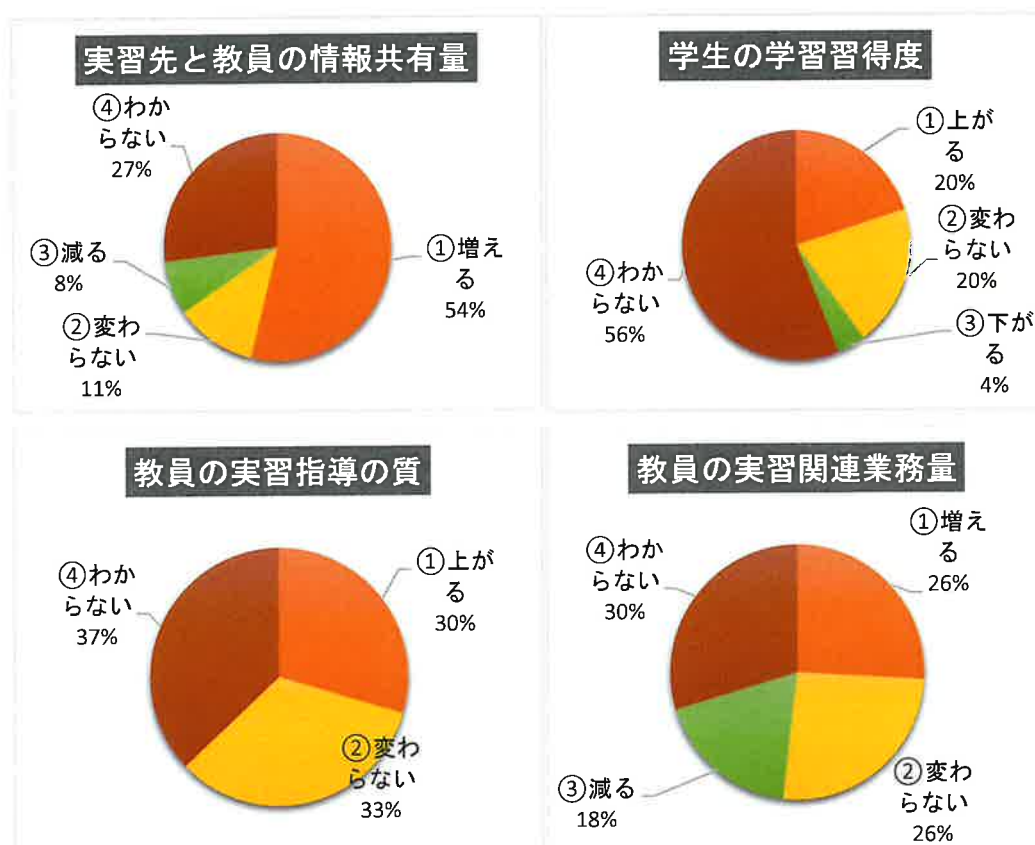


図20 実習指導 Web システムを導入した際の変化（養成施設）

一方、実習施設に関しても Web システム導入が教員との情報共有機会が増えることは想定されているところであるが、学生の学習習得度や指導の質、業務量への影響については、「変わらない」「分からない」が多く、導入がどういう効果につながっていくのかは不透明ととらえていることがわかった（図21）。

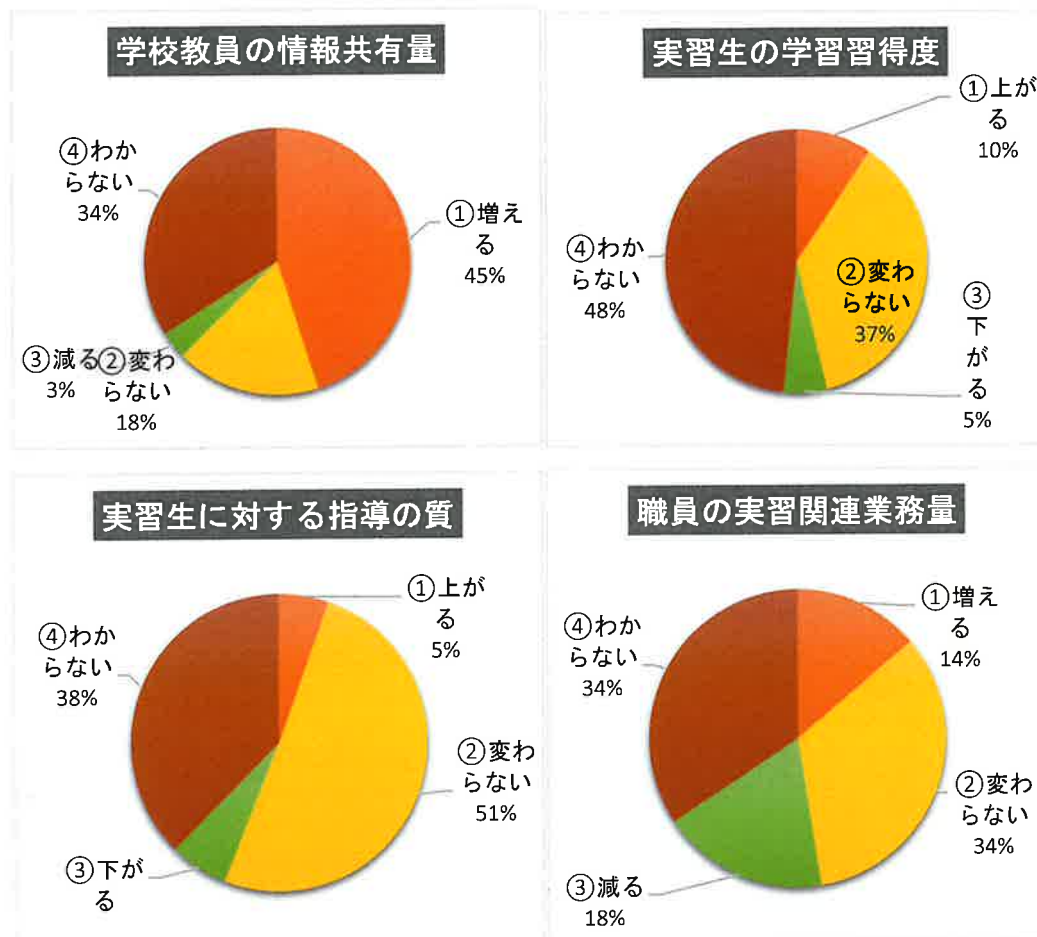


図 2 1 実習指導 Web システムを導入した際の変化（実習施設）

③教員から見た WEB システムに必要な機能

養成施設教員にとって、Web システムに学生が日誌を入力する以外にどのような機能があるとよいかの回答が図 2 1 である。毎日の日誌を教員が閲覧できること、プロセス評価（最終評価のみではなく 1 週ごと等に学生の到達度評価を得る）、教員による日誌のコメント機能、については、必要という意見が多かったが、学生と教員のチャット機能、学生同士がコミュニケーションを図る機能については不要が上回った。実習 Web システムにより、教員が実習中の学生の状況を把握できる一方で、教員と学生のやりとりのハードルが下がることは、教員の業務過多につながる危惧があると思われる。また、掲示板等で学生同士のコミュニケーションの場をつくることは、互いに学びを深め合う方向性ではなく、ネガティブな情報交換につながる可能性が高いと考えていることがうかがえるところである。

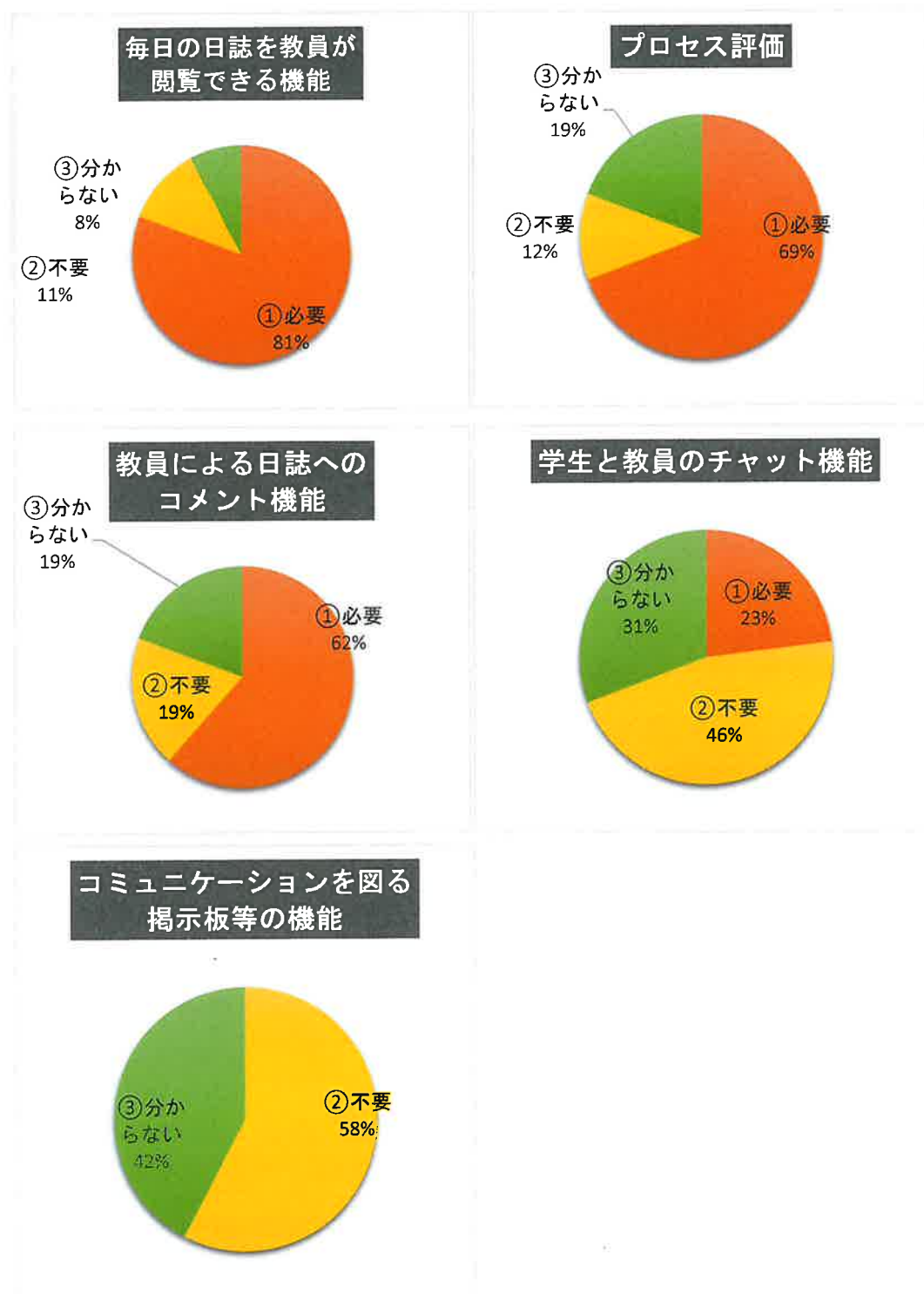


図 2 2 実習 Web システムに必要な機能（養成施設）

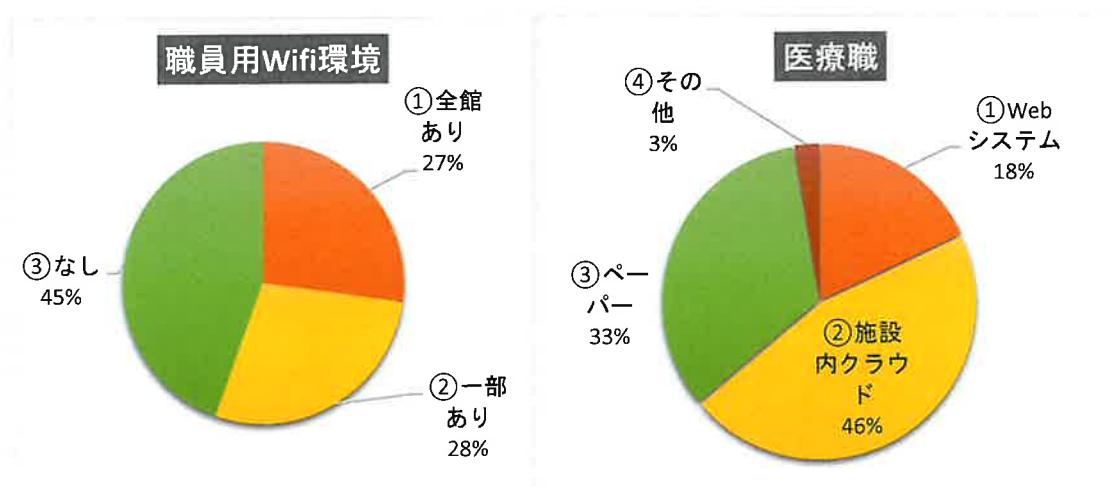
また、アンケートの自由回答や企画推進委員会、ヒアリングから、実習時間をカウントする機能（出勤簿）、実習プログラムやスケジュール、実習巡回記録、

写真を添付する機能、災害時の対応等の指示機能、学生の最終アクセスが分かる機能、教員と実習指導者のチャット機能などがあるとよいのではという意見があった。今後検討の際は、薬学実務実習システムの機能やその評価も参考にしつつ、機能の絞込みを行っていきたい。

④実習先における IT・ICT 環境の整備状況

実習 Web システムを活用にあたっては、実習先における IT・ICT 環境が整備されているかどうかの影響する。また、ソーシャルワーカーとしての業務において、記録等の場面で PC やタブレットを活用する機会があれば、実習指導者の導入へのハードルは下がると考えられるとともに、ワープロ入力等が苦手な学生においても活用する意味が見出せるところである。

まず事業所内の Wifi 環境については、施設内の「一部箇所も含めると約半数で導入されている。また、利用者や患者の個人情報の管理については、福祉・医療職で3分の2、事務職で4分の3が、Web システムもしくはクラウドを活用している。一方で、特に小規模の事業所においては、ペーパーで管理している場合も依然として多く、それらの事業所では実習指導 Web システムの導入はハードルとなると考えられる。



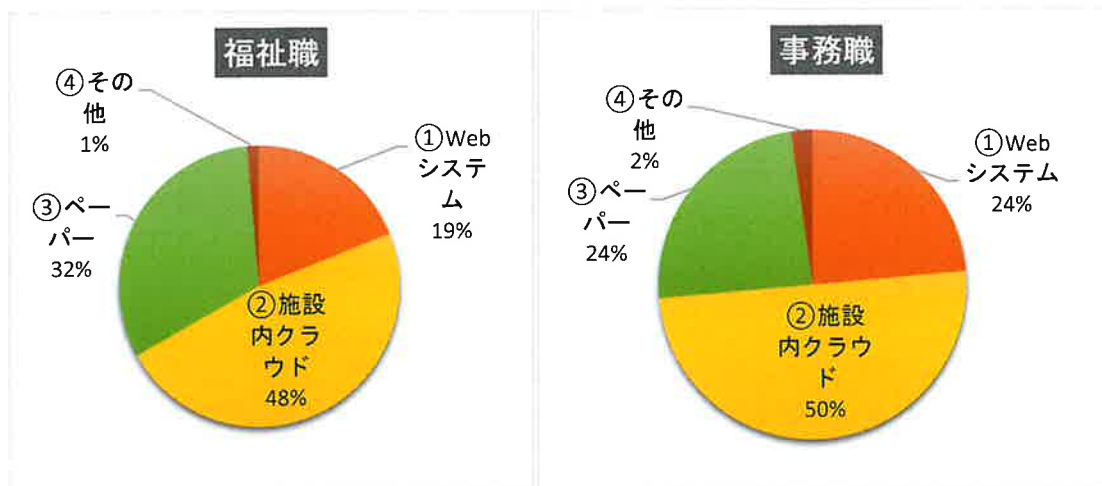


図 2 3 実習先における IT・ICT 環境の整備状況（実習施設）

また、社会福祉士の業務においてタブレット端末を活用している事業所は約 10%（施設支給 7% 個人所有 3%）であった。一方、実習担当者が個人メールアドレスを持っている割合は 3 割にとどまるとともに、メール自体を活用していないケースが 1 割あった。企画推進委員が代表を務める施設では、「サービス」を管理する従来の介護記録システムではない、「記録」に特化した「人」中心の記録システムである「ケアコラボ」<http://page.carecollabo.jp/> を活用しているという報告があった。

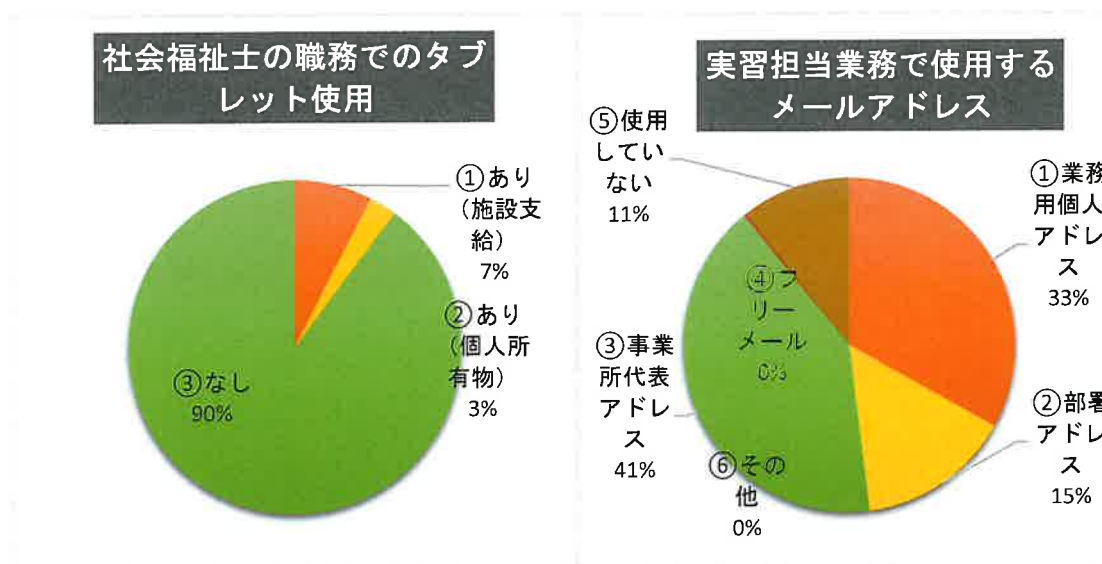


図 2 4 実習先におけるタブレット・メールの使用（実習施設）

4-5. 実習指導 Web システム開発に向けて解決すべき課題

現状の週1回の巡回指導もしくは帰校日指導においては、実習担当教員が学生の実習での学びのフィードバックを得て、実習指導者と連携しスーパービジョンを行う機会は限られているのが現状である。しかし実習指導 Web システムは、養成施設の実習担当教員と現場の実習指導者の情報共有量が増えることは見込まれるが、それをいかに学生の学びの質の向上につなげていくか、かつ徒に実習業務が増えていくことがないようなシステムのデザインが必要である。また導入にあたり、開発コストやそれも加味したシステム利用料を最終的には学生の諸費用等で拠出していくことを考えると、養成施設1校単位での導入ではなく、多くの養成施設がシステム利用に参画する必要があるとともに、その費用に見合った効果（学習効果もしくは業務削減の効果）を出していくことが必要である。

一方、養成施設に比べて実習先側が導入に前向きなのは、現状、日々日誌にコメントを記入して返却することに追われる実習指導業務や、実習受け入れや評価のやりとりに関する事務作業の業務負担が比較的大きく、その軽減への期待があるとも考えられる。また、施設の本来業務の記録の ICT 化の導入を検討しているケースも多く、実習指導 Web システムに関しても「時代の流れ」「業務改善につながる」という認識を持っている施設も見られた。一方で、特に小規模施設においては、ICT 環境の制約から導入が難しいと考える施設も多く、負担のないシステムを構築することが求められる。また、個人情報管理のセキュリティについての危惧も多く出ているので、その点についても明確にしていくことが必要である。

5. 今後の展望

5-1. eラーニングの導入に際して必要な視点

地域福祉分野において中核的人材としてソーシャルワーカーが活躍していくにあたっては、医療・福祉分野に限らず多職種や多主体との連携を図っていく機会も多く、さまざまなコミュニケーションチャンネルが必要とされ、その点でも、IT や ICT への対応力は今後さらに求められると考えられる。

一方で、「学び直し」層の学生だけでなく、学生を受け入れるソーシャルワーカーの現任者においても、eラーニングについて不慣れな場合も多く、そのスキル面にとどまらず、その必要性の認識にも大きな差異があると考えられる。

社会福祉士を目指す「学び直し」層が eラーニングを活用した学びを構築するにあたっては、出口である現任者の社会福祉士に対しても理解を得られるようにしていくことが必要である。その点で実習指導 Web システムについて検討していくプロセスでは、現場における意見や課題にも留意しながら産業界と連携した新たな教育の仕組みを構築していくことも目指していけると考えられる。

5-2. 養成施設で共通する課題解決のために

今回は事業の開始が遅く、また国家試験や現場実習業務が重なる時期で、他の養成施設の参画を十分に得ることができなかった。しかし養成施設へのアンケートの中で次年度以降の委員参画を募ったところ、共通の問題意識を持つ複数校の養成施設に興味を持っていただくことができた。

専修学校にとって、入学者の確保、多様化する学生への対応、業務の効率化などは共通する課題であり、通信課程での学び直し層に対する教育のデザインは、通学課程の学生に対する新たな教育の構築にも資する視点が多くあると思われる。その意味で法人や学校種を越え、地域福祉の中核的人材を増やしていく学びに取り組むことを旗印として、連携して本事業に取り組んでいきたい。

巻末資料 1 社会福祉士養成課程科目の学習内容

（社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について 厚生労働省社会・援護局長 平成30年8月7日社援発0807第2号）

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
人体の構造と機能及び疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ② 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。 ③ リハビリテーションの概要について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の成長・発達 ② 心身機能と身体構造の概要 ③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方 ⑤ 疾病と障害の概要 ⑥ リハビリテーションの概要
心理学理論と心理的支援	① 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ② 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理的支援の方法と実際について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の心理学的理解 ② 人の成長・発達と心理 ③ 日常生活と心の健康 ④ 心理的支援の方法と実際
社会理論と社会システム	① 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ② 生活について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題について理解する。	① 現代社会の理解 ② 生活の理解 ③ 人と社会の関係 ④ 社会問題の理解

	※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	
現代社会と福祉	① 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ③ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ④ 福祉政策の課題について理解する。 ⑤ 福祉政策の構成要素（福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。）について理解する。 ⑥ 福祉政策と関連政策（教育政策、住宅政策、労働政策を含む。）の関係について理解する。 ⑦ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題 ⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係
社会調査の基礎	① 社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 ② 統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ③ 量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。	① 社会調査の意義と目的 ② 統計法 ③ 社会調査における倫理 ④ 社会調査における個人情報保護 ⑤ 量的調査の方法 ⑥ 質的調査の方法 ⑦ 社会調査の実施に当たっての IT の活用方法
相談援助の基盤と専門職	① 社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む）と意義について理解する。 ② 精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ③ 相談援助の概念と範囲について理解する。	① 社会福祉士の役割と意義 ② 精神保健福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ

	④ 相談援助の理念について理解する。 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ⑦ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容
相談援助の理論と方法	① 相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 ② 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 ③ 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する（介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービス利用計画についての理解を含む。） ④ 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 ⑤ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）について理解する。	① 人と環境の交互作用 ② 相談援助の対象 ③ 様々な実践モデルとアプローチ ④ 相談援助の過程 ⑤ 相談援助における援助関係 ⑥ 相談援助のための面接技術 ⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント ⑧ アウトリーチ ⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発 ⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。） ⑪ 集団を活用した相談援助 ⑫ スーパービジョン ⑬ 記録 ⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点 ⑮ 相談援助における情報通信技術（IT）の活用 ⑯ 事例分析 ⑰ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）
地域福祉	① 地域福祉の基本的考え方（人	① 地域福祉の基本的考え方

の理論と方法	権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)について理解する。 ② 地域福祉の主体と対象について理解する。 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ④ 地域福祉におけるネットワーク（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際について理解する。 ⑤ 地域福祉の推進方法（ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。）について理解する。	② 地域福祉の主体と対象 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 ④ 地域福祉の推進方法
福祉行政と福祉計画	① 福祉の行政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。 ② 福祉行政の実際について理解する。 ③ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制 ② 福祉行政の動向 ③ 福祉計画の意義と目的 ④ 福祉計画の主体と方法 ⑤ 福祉計画の実際
福祉サービスの組織と経営	① 福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。 ② 福祉サービスの組織と経営	① 福祉サービスに係る組織や団体 ② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論 ③ 福祉サービス提供組織の経営と実際 ④ 福祉サービスの管理運営の方法と

	に係る基礎理論について理解する。 ③ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。	実際
社会保障	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。 ② 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ③ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ④ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑤ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源と費用 ④ 社会保険と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 年金保険制度の具体的内容 ⑧ 医療保険制度の具体的内容 ⑨ 諸外国における社会保障制度の概要
高齢者に対する支援と介護保険制度	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。 ② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ⑤ 終末期ケアの在り方（人間観や倫理を含む。）について理解する。 ⑥ 相談援助活動において必要	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。） ② 高齢者福祉制度の発展過程 ③ 介護の概念や対象 ④ 介護予防 ⑤ 介護過程 ⑥ 認知症ケア ⑦ 終末期ケア ⑧ 介護と住環境 ⑨ 介護保険法 ⑩ 介護報酬 ⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際 ⑫ 介護保険法における専門職の役割

	となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	と実際 ⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際 ⑭ 地域包括支援センターの役割と実際 ⑮ 老人福祉法 ⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法） ⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ② 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 相談援助活動において必要となる障害者総合支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程 ③ 障害者総合支援法 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑦ 相談支援事業所の役割と実際 ⑧ 身体障害者福祉法 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法

		律
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）の実態を含む。）について理解する。 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 児童の権利について理解する。 ④ 相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程 ③ 児童の定義と権利 ④ 児童福祉法 ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（D.V法） ⑦ 母子及び寡婦福祉法 ⑧ 母子保健法 ⑨ 児童手当法 ⑩ 児童扶養手当法 ⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ⑫ 次世代育成支援対策推進法 ⑬ 少子化社会対策基本法 ⑭ 売春防止法 ⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際 ⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際 ⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑱ 児童相談所の役割と実際
低所得者に対する支援と生活保護制度	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 ② 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度につ	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際 ② 生活保護制度 ③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際 ④ 生活保護制度における専門職の役割と実際

	いて理解する。 ③ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑥ 福祉事務所の役割と実際 ⑦ 自立支援プログラムの意義と実際 ⑧ 低所得者対策 ⑨ 低所得者へ住宅政策 ⑩ ホームレス対策
保健医療サービス	① 相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ② 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度 ② 診療報酬 ③ 保健医療サービスの概要 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際 ⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際
就労支援サービス	① 相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 ② 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 就労支援分野との連携について理解する。	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要 ② 就労支援制度の概要 ③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際 ④ 就労支援に係る専門職の役割と実際 ⑤ 就労支援分野との連携と実際
権利擁護と成年後見制度	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ② 相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ③ 成年後見制度の実際について理解する。 ④ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対す	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度 ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際

	る権利擁護活動の実際について理解する。	
更生保護制度	① 相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ② 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。	① 更生保護制度の概要 ② 更生保護制度の担い手 ③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携 ④ 医療観察制度の概要 ⑤ 更生保護における近年の動向と課題
相談援助演習	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。	① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 （ア）社会的排除 （イ）虐待（児童・高齢者） （ウ）家庭内暴力（D.V） （エ）低所得者 （オ）ホームレス （カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。

		(ア) インテーク (イ) アセスメント (ウ) プランニング (エ) 支援の実施 (オ) モニタリング (カ) 効果測定 (キ) 終結とアフターケア カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 (ア) アウトリーチ (イ) チームアプローチ (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発 キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 (ア) 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 (イ) 地域福祉の計画 (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発 (オ) サービスの評価 ② 相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における生徒の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。
--	--	--

相談援助 実習指導	① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会
相談援助 実習	① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	① 生徒は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について生徒及び実習指導者との連絡調整を密に行い、生徒の実習状況についての把握とともに実習中の

	③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	個別指導を十分に行うものとする。 ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解
--	--	--

備考

- 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムについては、社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。
- 2 相談援助演習のねらいにおける「相談援助の知識と技術に係る科目」とは、主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、

「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」等の科目であること。

参考文献・参考サイト

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会編集『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト 第2版』中央法規 2015.

一般社団法人薬学教育協議会『薬学実務実習を支援するWEBシステム』
http://yaku-kyou.org/?page_id=6543 2018年2月28日最終アクセス

厚生労働省社会・援護局長『社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について』 2018年.

佐藤昌宏『EdTechが変える教育の未来』インプレス 2018年.

松葉龍一, 小村道昭編著『学生力を高めるeポートフォリオ』2018年.

文部科学省 Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース『Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～』 2018年.

平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」(e ラーニングの積極活用等による学び直し講座開設等)「社会福祉士取得を目指す社会人学生に対する、e ラーニング活用による学びの質向上に資するプログラム開発事業」成果報告書

発行 学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校

東京都江戸川区西葛西 5-10-32

Tel. 03-3804-1515

mail. sw@tcw. ac. jp

発行年月日 平成31年3月10日

本報告書は、文部科学省の生涯学習振興事業委託費による委託事業として、《学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校》が実施した平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果をとりまとめたものです。